

「平成28年度 農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

平成29年6月
農政部

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、平成28年度における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

○ 国際貿易交渉の動き

- ・ 28年2月に参加12か国で署名式が行われたTPP（環太平洋パートナーシップ）協定について、我が国では12月に協定承認案と関連法案は可決・成立したものの、米国においてトランプ新大統領が29年1月の就任後、TPPからの永久離脱を表明。TPP署名国のGDP合計の約60%を占める米国が離脱を表明したことから、TPPは発効の目途が立たない状態。
また、2月に行われた日米首脳会談では、麻生副総理とペンス副大統領をトップとする日米経済対話を創設することで合意。
- ・ 日EU・EPA交渉は、28年7月の日EU首脳会談で早期の大筋合意に向け最大限努力することを確認し、12月に東京で、29年1月はブリュッセルで主席交渉官会合が開催されたが、農産品の関税などで双方の溝が大きく合意に至らず、引き続き交渉を継続。28年12月には衆参の農林水産委員会で「豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること」を決議。

○ 農政の新たな動き

- ・ 国は、28年11月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、「農林水産業の輸出力強化戦略」、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」、「農業競争力強化プログラム」等を追加。
- ・ 「農業競争力強化プログラム」には、展開する施策として「総合的なTPP関連政策大綱」の継続検討12項目に「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革」を加えた13項目を明記。
- ・ 農林水産省ではGPSを活用した自動走行システムやセンシング技術を活用した作物の精密管理などのスマート農業の推進を図ることとしている。
- ・ また、国はGPSを補完し測位の精度や信頼性を向上させる機能を有する準天頂衛星を2010年台後半を目途に4機体制とすることを決定しており、これまで測位が山あいや防風林沿いの農地などでも、低コストで安定的に測位精度向上が図られるものと期待されている。

第2章 北海道農業・農村の概要

○ 本道農業の特徴と地位

- ・ 28年の本道の1経営体当たりの経営耕地面積は、27.1haで都府県平均の13.6倍、1農家当たりの乳用牛飼養頭数は121.1頭で同2.3倍、肉用牛飼養頭数は197.1頭で同4.9倍。

■ 本道と都府県の経営規模の比較(28年) (単位：ha、頭)

区 分	北海道(A)	都府県(B)	(A)/(B)(倍)
経営耕地面積(1経営体たり)	27.1	2.0	13.6
乳用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	121.1	53.3	2.3
肉用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	197.1	39.9	4.9

- ・ 27年の本道の農業産出額は1兆1,852億円で、全国に占める割合は13.4%。
- ・ 特に、乳用牛が4,317億円(全国シェア50.2%)、野菜が2,224億円(同9.3%)で、都道府県別で第1位になるなど、多くの部門で上位を占めている。

○ 大雨による農業被害と高病原性鳥インフルエンザの発生

- ・ 8月に台風第7号、11号、9号が相次いで上陸し、10号も接近。十勝と上川南部で記録的な大雨となり、札内川や空知川が氾濫したほか、道南では強風により被害が発生。農業関係の被害は、冠水や浸水、倒伏などの農作物の被害のほか、共同利用施設の浸水による機器の損壊やほ場への土砂堆積やほ場からの耕土流失など、被害の範囲は140市町村に及び、被害額は543億円となった。
- ・ 12月16日、清水町の養鶏場において道内では初めてとなる家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生。道では対策本部を設置し、感染の拡大を防止し早期封じ込めを図るため、家きん等の移動制限及び搬出制限を実施するとともに、発生農場では周辺を交通遮断し殺処分を実施するとともに、鶏舎等の清掃・消毒など農場防疫措置を実施。また、防疫措置にあたって発生した諸課題を踏まえ、改善策をとりまとめるとともに、今後の発生に備えるための防疫計画を策定。

第3章 農業構造

○ 農家戸数と就業構造

- ・ 本道の販売農家戸数は年々減少を続けており、28年は3万7,200戸で、前年に比べ2.3%減少。販売農家のうち主業農家は、2万7,400戸と73.7%を占めており、都府県の21.0%を大きく上回った。
- ・ 基幹的農業従事者数は、28年は8万7,300人で、前年に比べ2.2%減。年齢階層別では、65歳以上の割合が36.1%と、都府県の66.7%を大きく下回っている。

■ 販売農家戸数と基幹的農業従事者数の推移

(単位：戸、人、%)

区 分	北 海 道		都 府 県
	27年	28年	28年
販売農家戸数	38,086	37,200	1,225,200
うち 主業農家数	27,828	27,400	257,500
構成比	73.1	73.7	21.0
基幹的農業従事者数	89,228	87,300	1,498,800
うち 65歳以上	31,300	31,500	999,600
構成比	35.1	36.1	66.7

○ 担い手の動向

- ・ 認定農業者数は、高齢化の進行や後継者不在などによる離農、法人化の進展に伴い、前年より230経営体減少し、28年3月末現在で3万1,056経営体。
- ・ 新規就農者は27年は589人で、このうち新規学卒就農者は189人、Uターン就農者は274人、新規参入者は126人。近年、600人程度で推移。
なお、新規参入者は調査を開始した昭和45年以降、過去最高を更新。

- ・ 道では、農業関係者等の地域と企業との連携を促進し、農業経営の体質強化や多様な担い手を確保するため、企業や地域からの相談窓口として「企業連携・農業法人化サポートデスク」を設置。28年度の相談件数は174件。

○ 地域営農支援システム

- ・ 高齢化や労働力不足の中で、農家を支えるコントラクターは、28年3月末現在で前年度と同数の330組織、TMRセンターは、27年度で65組織と年々増加。
- ・ 酪農ヘルパー利用組合は、28年8月現在で88組合で、道東・道北の酪農専業地帯のほぼ全ての市町村に設立。

○ 担い手への農地の利用集積

- ・ 28年3月末の耕地面積114万8千haのうち認定農業者等の担い手に集積された農地面積は101万5千ha(集積率88.5%)で、前年に比べ1万ha(0.9%)増加。
- ・ (公財)北海道農業公社が道から農地中間管理機構の指定を受け、26年4月より開始した農地中間管理事業は、協力金の都道府県別配分方法の見直しにより本道の配分枠が大幅に減少し、機構への貸付意欲が低下したことも要因となって、機構が借り受けた農地は、27年度の9,550haから28年度は1,278haに減少。

第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

○ 道産食品の安全・安心の確保

- ・ GAPは、28年3月末現在で道内では488産地が導入しており、ホクレンなどJAグループの定めたGAPに取り組む産地が過半を占めているほか、第三者が認証するJGAPやグローバルGAPに取り組む産地等も増加。

○ 愛食運動の推進

- ・ 28米穀年度(27年11月～28年10月)の北海道米の道内食率は、目標である85%以上に対し87%を達成。
- ・ 道産小麦の利用拡大を進めるため、「麦チェン！」運動を展開。道産小麦を使用する「麦チェンサポーター店」の登録数は、29年3月末現在で380店。

○ 環境と調和した農業の推進

- ・ 「YES!clean表示制度」を活用している生産集団は、28年度で延べ328集団で、1万226戸の農家が、55作物を生産。
- ・ 有機農業への取組は、有機JAS認定農家数が274戸(28年3月末現在)で、販売農家に対する割合では0.7%。

第5章 主要農畜産物の生産等の動向

○ 稲作

- ・ 28年産米の作付面積は10万5,000ha、収穫量は57万8,600トンで、作況指数は「102」となり、23年産から6年連続して作況指数100を上回る豊作。
28年産米の食味ランキングは、「ななつぼし」、「ゆめぴりか」、「ふっくりんこ」の3品種が最高ランクの「特A」を獲得するなど、全国的にも高い評価。
- ・ 国は平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも

行政・生産者団体・現場が一体となって需要に応じた生産を行う米政策改革を推進。

- 道では28年3月に策定した工程表に基づき、関係団体等で構成する「北海道こめ政策改革対応検討会議」を設立し検討を進め、12月には現行の生産数量目標に替わる道内独自の「生産の目安」を設定することや、「北海道における30年産以降の米政策改革への対応に係る基本的な考え方」をとりまとめ、取組を推進する全道及び地域段階の体制整備を進める。

○ 畑作

- 小麦の作付面積は、12万2,900haと前年に比べ0.2%増加。6月以降の長雨や日照不足により、主産地の十勝で生育などで影響を受けたものの、その他の地域では影響が少なく、単位当たり収量は平均収量並となったが、収穫量は52万4,300トンと過去最高だった前年に比べ28.3%減少。
- 大豆の作付面積は、小豆からの転換などもあり、4万200haと前年に比べ18.6%増加。収穫量は、単位当たり収量が平均収量対比88%となったが、8万4,400トンと前年に比べ1.7%の減少。
- 馬鈴しょの作付面積は、5万1,200haと前年に比べ0.4%増加。一方、収穫量は、6月以降の長雨により生育が停滞したことに加え、台風が接近・上陸し、大きな被害を受けたことなどから、171万5,000トンと前年に比べ10.1%減少。
- てん菜の作付面積は、28年産は5万9,700haと前年に比べ1.5%増加。一方、収穫量は、台風が接近・上陸し、各地で湿害や病害が発生したことなどから、318万9,000トンと前年に比べ18.8%減少し、根中糖分は直近7か年の7中5平均並みの16.3%。

■ 主要農産物の作付面積・収穫量の推移 (単位：ha、トン、%)

区 分	作付面積			収 穫 量		
	27年産	28年産	増減率	27年産	28年産	増減率
水 稻	107,800	105,000	▲ 2.6	602,600	578,600	▲ 4.0
小 麦	122,600	122,900	0.2	731,000	524,300	▲28.3
大 豆	33,900	40,200	18.6	85,900	84,400	▲ 1.7
馬鈴しょ	51,000	51,200	0.4	1,907,000	1,715,000	▲10.1
てん菜	58,800	59,700	1.5	3,925,000	3,189,000	▲18.8

○ 園芸

- 野菜の作付面積は、ここ数年横ばいで推移しており、27年は5万6,800haと前年比で300ha増加し、農業産出額は、2,224億円と前年比で108億円増加。
- 道では、北海道野菜に対する多様な消費者・実需者ニーズに対応するため、「北海道野菜ブランド力強化推進事業」を実施し、加工・業務用野菜に係る生産・流通体系の構築に取り組んでいる。
- 近年、道産原料を使ったワイン製造の気運が高まっていることから、今後も需要拡大が見込まれる醸造用ぶどうの生産拡大に向けた取組を推進するとともに、「北海道とワインの夕べ」を開催し、関係者が一体となって北海道の食の魅力とともに道産ワインの魅力をアピール。

○ 畜産

- ・ 生乳生産量は、担い手の減少に伴う搾乳牛頭数の減少に加え配合飼料価格の高止まり等により25、26年度は前年を下回ったが、乳価の引き上げや地域における各種増産対策の実施などもあり、27年度以降は増加、28年度は台風の影響を受けたものの、搾乳牛飼養頭数の増加などにより前年度並みの389万トン。
- ・ 国は、改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、指定生乳生産者団体制度については、制度の機能の重要性を再確認する一方、生乳の年間販売計画を国に提出するなど需給調整に協力することを要件として、現行の指定団体以外の者にも加工原料乳生産者補給金を交付することとする「畜産経営の安定に関する法律」等の改正案を29年3月に国会に提出。
- ・ 牛肉生産量は、9万トンで全国1位（全国シェア18.7%）。品種別生産量では、肉専用種が6,300トン（全国シェア2.8%）で、乳用種（ホルスタイン種の雄牛とホルスタイン種に黒毛和種を掛け合わせた交雑種）が8万4,000トン（全国シェア32.8%）となっており、道内生産量の93%を乳用種が占めている。

第6章 農業・農村における付加価値向上

○ 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

- ・ 本道より海外に輸出された農畜産物は、28年には総額41億5,300万円、前年より3億5,900万円増加。
- ・ 品目別では、ながいもが18億3,400万円、次いでたまねぎが8億8,000万円、LL牛乳などのミルク等が7億2,100万円となり、この3品目で輸出総額の83%を占める。
- ・ 道とホクレンなどで構成する「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」では、海外現地調査や現地での物産展開催等の販売促進、道内への現地バイヤー招へいなど、プロモーション活動等に取り組んでいる。

○ 6次産業化の推進

- ・ 28年3月に策定した「北海道6次産業化・地産地消戦略」に掲げる目標の達成に向け、関係機関・団体等により構成する協議会を設置し、情報の共有と意見交換等を行っている。
- ・ 道では、農林漁業者等が2次・3次事業者と連携して取り組む新商品開発・販路開拓や、それらに必要となる機械・施設等の整備、6次産業化に取り組む人材の育成など、地域の特色を活かした多様な6次産業化の取組が道内各地で数多く展開されるよう、様々な支援を行っている。

第7章 農業経営の動向

○ 農業経営の動き

- ・ 27年の水田作経営の1経営体当たり農業所得は、前年に比べ、農業粗収益が18.8%増加し、賃借料の増加などにより農業経営費が7.3%増加した結果、46.3%の増加。畑作経営の1経営体当たり農業所得は、前年に比べ、農業粗収益が10.8%増加し、光熱動力費が減少した一方、賃借料、農機具費などの増加により農業経営費が9.6%増加した結果、13.4%の増加。酪農経営の1経営体当たり農業所得は、前年に比べ、農業粗収益が9.8%増加し、飼料費の増加により農業経営費が4.4%増加した結果、36.0%の増加。

■ 本道の農家経済の概要(1経営体当たり)

(単位：千円、%)

区 分	水田作経営			畑作経営			酪農経営		
	26年	27年	増減率	26年	27年	増減率	26年	27年	増減率
農業所得	4,107	6,009	46.3	10,116	11,472	13.4	11,866	16,133	36.0
農業粗収益	13,923	16,541	18.8	31,687	35,112	10.8	69,120	75,928	9.8
農業経営費	9,816	10,532	7.3	21,571	23,640	9.6	57,254	59,795	4.4
農業所得率	29.5	36.3	6.8	31.9	32.7	0.8	17.2	21.2	4.0

第8章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- 道は、「北海道農業農村整備推進方針」に沿って、農地等の地域資源の保全・整備を進め、多面的機能の十分な発揮や、安全で安心な「食」の供給力を最大限に発揮させる生産基盤づくりとあわせて、安心して快適な農村づくりを推進。
- 足腰の強い農業経営を目指した水田整備、競争力のある強い農業を目指した畑地整備、飼料自給率の向上を目指した草地整備などの農業生産基盤とともに、農畜産物輸送の効率化を目指す農道整備や農村地域の生活環境整備等を推進。
- 台風等の自然災害による被害が特に甚大で、高い技術力が必要とされる農地の復旧では、道が事業主体となって工事を行うなど、早期の営農再開に向けて災害復旧工事を進めている。

○ 農業技術の開発・普及

- 道総研農業研究本部等は、28年度の研究成果として、新品種では、「エリモショウズ」に落葉病・萎凋病抵抗性を導入した小豆新品種「十育167号」、国内では初となるサラダやスープなどの用途に適した赤いんげんまめ新品種「十育S3号」等を開発。
- 新技術では、畑作輪作で活用できる生育履歴情報を利用したマップベース可変施肥技術、MA包装フィルムを用いたブロッコリーの低コスト・鮮度保持流通技術、産肉能力のゲノム育種価を活用した黒毛和種の早期選抜法、土壌診断による飼料用とうもろこしの窒素施肥対応等を開発。
- 高齢化や労働力不足が進むなか、道ではICTを活用した農作業の省力化や高品質化を図ることとしており、道立農業大学校における「スマート農業技術現地実演会」や「ICT農作業機実践研修」を実施したほか、札幌市内において、ホクレンなど関係者とともに「北海道スマート農業フェア」を実施。

第9章 農業関係団体の動き

○ 農業協同組合

- 28年度末現在の総合農協数は109。道は、合併の推進や経営基盤の強化に向けた指導等を実施。28年4月、国は農協が農業者の所得向上に最大限取り組むことができるよう農協法を改正。

○ 農業共済組合

- ・ 共済事業を安定的に運営していくため、29年3月、道央圏の9組合及び道南圏の5組合が合併、さらに十勝管内の組合が再編され、全道5組合体制に移行。
- ・ 国は、現行の制度には価格低下は対象外であることなどの問題もあることから、農業者ごとに農業収入全体を見て、総合的に対応し得る新たなセーフティネットとして「収入保険制度」を平成31年産から実施するとして29年通常国会に農業災害補償法の一部改正案を提出。

○ 土地改良区

- ・ 27年度の土地改良区数は73。道は、統合整備等の再編などに向けた指導等の取組を推進。

○ 農業委員会・農業会議

- ・ 28年の農業委員会数は、169市町村に170設置。また、改正農業委員会法が28年4月施行。農業委員の選出方法が市町村長の任命制に一本化されたほか、担い手への農地利用の集積・集約化等を行う「農地利用最適化推進委員」が新設。

第10章 活力ある農業・農村づくり

○ 農業・農村への道民理解

- ・ 道は、都市住民との交流活動に意欲的な農業者が営む農場を「ふれあいファーム」として登録。28年度末で956農場が登録。
- ・ 道では、農業・農村情報誌(コンファ：年2回)の発行や、農業・農村ふれあいネットワークによるマスメディア等での様々な情報の提供などにより農業・農村への道民の理解促進に取り組む。

○ 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

- ・ 多面的機能支払交付金の支援により、148市町村の855組織が農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的保全活動に加え、水路、農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全等を実施。
- ・ 28年度における中山間地域等直接支払交付金は、98市町村で321の協定がなされ、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、機械・農作業の共同化など、集落の状況に応じた共同取組を実施。

○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ 農産物の加工・販売、市民農園、ファームインなど都市との交流促進を通じ、交流人口の増加や6次産業化など地域の所得、雇用に大きな効果が期待されている「グリーン・ツーリズム」関連施設数は、28年で2,501件。

〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

28年度においては、第5期北海道農業・農村振興推進計画の6つの施策の推進方針に即して、本計画に掲げている生産努力目標の達成に向けて、次の施策を総合的に推進。

第1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

- ・ 農業・農村の持つ多面的機能について、ふれあいファームの登録制度や農業・農村情報誌の発行等を通じ、道民の理解を深めるコンセンサスづくりを推進。
- ・ 「どさんこ食育推進プラン」の効果的な推進に向け、「どさんこ食育推進協議会」の開催などを通じ、地域の食育の取組を支援。

第2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

- ・ 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、地域が一丸となった産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援。
- ・ 加工・業務用野菜に係る生産・流通等の体系構築や新規野菜の導入検討、野菜の衛生管理対策に取り組みによる、北海道野菜のブランド力のさらなる強化。
- ・ 道産果実の優位性を高めトップクラスの産地を目指して、生産団体と連携し、高品質安定生産やブランド力の強化、高付加価値化、需要拡大などを推進。
- ・ 畜産経営の収益力の向上や飼料生産組織の経営の高度化など、畜産クラスター計画に基づく地域の中心的な経営体等が行う施設整備等を支援。
- ・ 米麦乾燥調製貯蔵施設・集出荷施設・農産物処理加工施設等、地域における生産・流通システムの整備を総合的に支援。
- ・ 新たな酪農・肉用牛生産近代化計画の実現に向けて、放牧酪農の推進や搾乳ロボット導入効果の発現、移住定住による新規就農者をサポートなどを実施。
- ・ 28年4月から、農産物検査法に規定する農林水産大臣の権限の一部が移譲され、道内産農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を推進。

第3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

- ・ 薬用作物の産地強化を目指す地域を総合的に支援し、地域生産モデル構築スキームを確立普及するとともに、地域の指導体制を確立。
- ・ 農林漁業者等と多様な事業者の連携により6次産業化の取組を推進するための協議会やネットワークづくりの検討会を開催。また、「6次産業化ネットワーク活動交付金」による施設整備、新商品開発費用等を支援。
- ・ 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、6次産業化をビジネスとしての展開につなげるため、新商品開発や販路拡大等の取組に向けたサポート活動を実施。
- ・ 北海道産牛肉のブランド力の向上や消費拡大対策、需要拡大に向けた交流会や料理教室の開催などの実施により、安定した北海道産牛肉の生産を推進。
- ・ 道産農畜産物の輸出品目の拡大に向け、品目別に関係者が連携し、課題の抽出やテスト輸出等の取組を実施。

第4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

- ・ 地域における就農希望者の受入体制づくりや複数の市町村で広域的に就農希望者の受入を調整する仕組みづくりなど、地域の実態に即した対策を進め、意欲と能力のある多様な担い手の育成・確保に向けた取組を推進。
- ・ 若手農業者を対象とした研修や、経営参画に意欲のある女性農業者を対象とした研修の実施など、人材育成や女性農業者の積極的な経営参画を支援。
- ・ 「企業連携・農業法人化サポートデスク」の開設、地域と企業とのマッチング支援など、地域の実情や目指す経営の状況等に応じた対策を進め、農業法人の育成・確保に向けた取組を推進。
- ・ 酪農ヘルパーに酪農経営全般の技術を習得してもらい、高齢酪農家等の経営全般を支援する「酪農経営ヘルパー」として育成。
- ・ 農業における雇用労働力の安定的な確保に向けた対応策を検討するため、関係機関等との情報共有を図るための検討推進会議を開催。

第5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

- ・ 農地の生産力を最大限に引き出し、収量の向上を図りながら安全で良質な農産物を安定的に生産するため、農家負担を軽減する施策を活用し、ほ場の大区画化など、農業者の生産コスト低減に資する生産基盤の整備を推進。
- ・ 良質な自給飼料に立脚した酪農・畜産経営を確立するため、担い手の飼料基盤の整備促進に向け、道と市町村が連携し農家負担を軽減。
- ・ 優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止を図るとともに、農地中間管理事業を活用した農地の流動化対策を進め、意欲ある担い手への利用集積を推進。
- ・ スマート農業に関する情報の共有・発信や課題の検討、人材育成や技術体系の確立支援など、地域の営農システムへの戦略的な技術導入を推進。

第6 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

- ・ 住民が自分たちの農村を守り育てていこうという意欲を喚起し、コミュニティ活動の活発化するため、農村の多様な資源を調査し、住民が農村の価値や魅力を再認識する機運を醸成するとともに、農村の将来構想づくりを支援。
- ・ 多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の実施等により、農業・農村の多面的機能を支える地域活動や農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援。
- ・ 都市と農村との共生・対流等を推進するとともに、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るための自立的に活動できる受入体制の構築を支援。